

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○森委員長

次に、荒井聰君。

○荒井委員

民主党の荒井聰でございます。

民主党は、政権末期ではありましたが、二〇三〇年代に原発をゼロにするためのあらゆる政策資源を投入するということを党として決めてございます。この視点は今もいささかも変わってございません。

そんな中で、大間原発の対岸であります函館市から、大間原発の建設工事に対して差しとめ請求が出されました。原発に関する訴訟というのはたくさんあるんだと思うんです。後でその概要について総括的にお話しいただければいいんですけども、この提訴は、地方自治体が提訴した初めての例だと思えます。

この提訴による法的な影響というものを政府はどのように考えているのか、それをお答えいただけますか。

○櫻田政府参考人

お答えいたします。

お尋ねのような訴訟が先日、東京地方裁判所に提起されたということにつきましては、報道等を通じて承知をしております。

しかしながら、現時点におきまして、いまだ国に対して訴状が送達されているという段階に至ってございませんので、この提訴に関するコメントについてはいたしかねるところでございます。

○荒井委員 それでは、今まで、原発の建設中止、差しとめ訴訟の過去の主な事例とその処理についてどのような状態になっているのか、それを御説明いただけますか。

○櫻田政府参考人 原子力事業者の原子力施設の運転に関する訴訟はさまざまございますけれども、今の状況において申し上げれば、八件ございます。一方で、地方公共団体が国を被告として原子力関係の行政訴訟を提起したという事例は、今のところ私どもは承知してございません。このような事例は今回が最初であるというふうに認識してございます。

○荒井委員 現在係争中なのが八件で、過去も含めると相当な数に上っていると思うんですけども、それは本題ではありませんので省略します。函館市のホームページに、函館市が懸念を示していることが六項目にわたって示されています。これが事実なのかどうかということも含めて御回答いただけますか。

まず、規制庁関係では、六項目のうちの三項目が多分規制庁の関係所管事項だと思いますけれど

も、福島第一原発事故以前の審査基準により許可され、建設が進められているということ。それから二番目が、大間原発の北方海域や西側海域に巨大な活断層がある可能性が高いということ。三番目が、大間原発が面している津軽海峡は国際海峡であり、領海が通常の十二海里ではなく三海里しかないことから、テロ対策を初めとする安全保障上の大きな問題がある。これは、函館のホームページでの指摘です。

この三点について、規制庁はどういう見解をお持ちですか。事実関係だけで結構です。

○櫻田政府参考人 まず最初の、福島第一原発事故以前の審査基準により許可され、建設が進められている、この点についての事実関係でございますが、大間原子力発電所につきましては、平成十六年三月に電源開発株式会社から原子炉設置許可申請がなされて、平成二十年四月に当時の経済産業大臣から原子炉の設置許可を行っております。

その後、工事計画の認可申請も出されておりまして、平成二十二年十二月に認可をして、建設工事に関する工事計画は全て認可が終わっているという状況でございます。

しかしながら、昨年七月に、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえた新規制基準が施行されたところでございます。今後、この発電所を運転するためには、新規制基準に関する設置変更許可等が必要でございます。したがって、今後、この設置変更許可等の申請がもしなされた場合には、私どもとしては、新規制基準への適合性について厳格に審査をしてまいりたいと思

うふうに考えてございます。

それから、二番目、断層の問題でございます。大間原子力発電所の周辺の地形について、研究者の中に、下北半島先端部の北方や西方に活断層が存在するという可能性を示しているのではないか、こういう指摘があるということは、私どもは承知してございます。

それから次に、テロ対策等の関係でございますが、これは別の参考人から答弁をさせていただきます。

○黒木政府参考人 テロ対策の運用についてお答えいたします。

我が国の原子力発電所のセキュリティ対策につきましては、既に御承知のとおりでございますけれども、法に基づきまして、事業者に対し、テロリストの侵入を阻止するための種々の防護措置を求めているところでございます。

これらの措置につきましては、大間原子力発電所にも求められることとなりますけれども、原子力規制委員会としては、原子炉等規制法に基づきまして、事業者が核物質防護措置の内容や体制について定めた核物質防護規定を審査し、認可することともに、その有効性について定期的に検査することとなっております。

以上であります。

○荒井委員 六項目、後からまた議論したいと思っております。

次に、エネ庁関係で三項目がやはり指摘をされています。

毒性が強く危険性が指摘されているフルMOX

での世界初の原子炉であるということ。既存原発の再稼働とは異なり、電力需給の問題を生じるものではないこと。大間原発では使用済み核燃料は二十年分しか保管できなく、これは多分、中間貯蔵のプールのことを言っているんだと思いますけれども、その処理の方法や最終処分地などが決まっていないこと。この三つが指摘されています。

これは事実ですか。

○中西政府参考人 委員の方から三点御指摘いただきました。

まず、大間原発のフルMOXにつきまして、大間原発につきましては、全炉心でのMOX燃料の使用ということで、いわゆるフルMOXというふうに呼ばれておりますけれども、その発電を目標しております。

その原子炉の設置に際しましては、原子炉等規制法に基づきまして既に許可を得ているという状況にございまして、これに加えて、実際の稼働に当たりましては、独立しました原子力規制委員会によって、世界で最も厳しい新規基準に適合していると認められるということが必要というのほもちろんのことでございますけれども、さらに、その際に、地元の理解を得ていくというのは極めて重要だというふうに思っております。原子力規制委員会によって安全性が確認された段階で、立地自治体等の関係者の理解を得るため、国としても、しっかりと説明をやっていくというふうに考えてございます。

それと、二点目のお話でございますけれども、電力需給の問題ということでございます。

震災後、原発の稼働が停止しているといったことで、供給力が減少するという状況に至っております。電力の不足というものは何とでも回避するというふうなことでございまして、これまでのところそういった状況になっておりませんけれども、これは、既存の石炭等々の発電所の定期検査の繰り延べ、あるいは老朽化した火力発電所をフルで稼働させるといったこともあってそういう状況になっておりますけれども、その状況は引き続き予断を許さないというふうな状況であるという認識でございます。

こういった中で、中長期的かつ全国レベルでの電力の安定供給というものを図っていくといった視点から、大間原発は電力の安定供給に寄与するというふうな位置づけであるというふうに我々は認識をしております。

三点目の問題でございます使用済み燃料の問題でございますけれども、大間原子力発電所の稼働によりまして使用済みのMOX燃料が発生するというのは事実でございます。この使用済みMOX燃料につきましては、ほかのプルサーマルの進展に伴いまして発生するというのは見込まれております。

こちらの使用済みMOX燃料の処理につきましては、既にフランスにおいて実績がございますし、我が国におきましても、実験的な取り組みといたしまして約三十トンの処理を行ったという実績がございます。したがって、我が国におきまして、使用済みのMOX燃料の処理技術の確立に向けて引き続き取り組んでいきたいというふう

に考えているところでございます。
以上でございます。

○荒井委員 特に今の経産省の参考人からの答弁は、全て、私が質問していること、あるいは函館市が、私じゃないんですね、函館市が指摘していることについて正確に答えていないと思いますね。

例えば、私が一番目に質問しました、フルMOXでの運転は世界初の原子炉であるということに関して、イエスカノーかということについて回答がなかったですよ。それから、既存原発の再稼働とは異なり、電力需給の問題が生じるものではないこと、これはそのとおりじゃないですか。それから、大間原発の核燃料は二十年分しか設計としてプールしてはないというのも、それもそのとおりじゃないですか。そのとおりであるのは、そうだと行って答えていただいた方が、この場の議論を進める上でも、あるいは函館市に対して不信感を取り除くためにも必要だと思えますよ。今、政府と函館市との間が極めて信頼関係がなくなっているということがこの問題の原点にあるんじゃないですか。もう一回答えて。

○中西政府参考人 済みません、事実関係のところをもう一回確認ということでございますので。

まさに、大間は世界初のフルMOXだというのは、それは事実でございますし、大間原発で、現在設計されている使用済み燃料の保管期間というのは、二十年ということを前提につくられているのは事実でございます。

○荒井委員 規制庁の話でも、津軽海峡が国際海峡であって、普通の領海よりもうんと狭い。つま

り、先ほど山内さんがテロの話をして、日本というのは非常にテロ対策に十分な対応をしていないということ、山内さんが指摘していましたけれども、その観点からいっても、大間というのはテロ対策では余り強いとは言えない。三海里というのは五キロか六キロですよ、すぐ目の前まで海外からの船が、日本籍じゃない船が自由に航行できるという。そこからのテロが行われた場合には非常に防護対策が弱いということは、それはそうだと思うんですよ。

日本は、この間の福島第一原発で、想定外の津波と地震だ、こう言っていましたけれども、今度は、事故が起きるとしたら、想定外のテロ対策じゃないですか。そういう意味で、この大間原発のテロという意味では、私はもっと深刻に考えるべきだと思うんですけれども、ここはどうですか。
○黒木政府参考人 テロの問題というのは決して、いわゆる想定外とかそういうものではないのは事実でございます。さまざまな状況を考えながら考えていかなければいけない、それはまさに事実でございます。それは大間も当然のことだと思っております。

ただ、規制委員会としては、基本的には、そういったテロ情勢、テロ分析自体については、さまざまな情報を関係機関の中からいただいて、それで分析している、そういった状況でありますので、今この場において直ちに、テロ対策という面から、五キロとかそういうことについての評価をすることはできないということをおきたいと思っております。

○荒井委員 田中委員長、それでいいですか。

○田中政府特別補佐人 現在も、海上については海上保安庁の巡視艇等が常時監視しておりますので、そういったことも含めまして、やはり地理的な、地政的な状況も踏まえてきちつとした対応をしていくように努めたいと思います。

○荒井委員 大間の原発というのは、恐らくテロ集団にとってはすごく魅力的なところだと思えますよ。多分プルトニウムが存在しているというのは明らかでありますし、領海も非常に狭いということからすると、脆弱な原発ではないかと判断してもやむを得ないんじゃないかという原発だと思えます。その話はまたいずれどこかで議論したいと思えます。

それでは、通常の軽水炉とフルMOXの炉との違い、安全審査基準上の相違点というのはどこにあるんですか。

○竹内政府参考人 通常の軽水炉とフルMOXの審査基準についてでございますが、原子力発電所の規制基準につきましては、通常のウラン燃料を使うかMOX燃料を使うかにかかわらず、同じ基準を適用することといたしております。

規制基準で求められている内容は、緊急時に速やかに原子炉を未臨界に移行できること、配管破断などの事故時でも緊急冷却装置を作動させ燃料を冷却できることなどでありまして、これらは燃料の種類にかかわらず満足する必要があるものがございます。

審査に際しましては、ペレットの融点がプルトニウム含有率の増加に伴い低下するなどのMOX

燃料の特徴を踏まえた上で、基準の要求を満足するかどうかを確認することとしております。

○荒井委員 僕は、それではわからないと思うんですよね。私が終わらないんですから、恐らく函館の人はもつとわからないんじゃないかと思うんです。

フルMOXは世界で初めてだ、しかも暴走する危険とかそういう危険性は普通の軽水炉よりも高い、にもかかわらず同じ基準だというのは、恐らく、安全を求める基準のところはそういうことなんだろうと思うんだけど、安全性が高くてありますよ、そういう危険なものに対する対応を十分にしますよという、例えば格納容器の厚さを厚くするとか、あるいは事故が起きたときの防護のためのいろいろな対策を二重、三重にしますよというふうに考えるのが普通だと思うんだけど、そこは普通のものとは変わりますよと言ったのでは、普通の原子炉をフルMOXにするのと同じなのか、そう思ってしまうませんか。そうじゃないんでしょう。

○竹内政府参考人 MOX燃料の利用につきましては、これまで「ふげん」それから軽水炉における利用等々が行われておりまして、そういうときに際しまして、原子力安全委員会では、発電用軽水型原子炉施設に用いられる混合酸化物燃料についてですとか、全炉心にそれを装荷するときにつきまして検討がなされております。

そうした検討の中におきましては、MOX燃料の特徴はあるものの、既存の審査指針等を使うということ、特徴を踏まえながら審査することが

適当であるというような結論に至っておりますので、先ほど申しましたように、基準自体につきましては通常の軽水炉と同じ、ただし、特徴を考慮しつつ検討していくこととしております。

○荒井委員 その話を聞いたなら、函館の人はもつと不安になると思うな。

今までMOXで使っている軽水炉と同じ基準でフルMOXを運転しますよと言っているように聞こえますよ、違いますか。委員長、違いますか。

○田中政府特別補佐人 今、基準が変わらないと竹内の方が申し上げましたのは、いかなる事態、特に原子炉の安全、重大事故を防ぐ上で大事なことは、何か事が起こったらすぐに臨界反応、連鎖反応がとまるということを確認できるかどうか、動特性臨界解析みたいな、そういうことになりま

す。そのところについては、プルトニウム富化度、要するにMOXの、通常、世界は三分の一で、今回フルMOXという話が出ているわけですから、三分の一MOXについては世界でも相当経験があります。我が国でも若干、ずっと低いですが、それでも、そういう経験はあるので、そういった知見は相当高いというふうに思っておりますが、フルMOXについては私自身も含めてまだ経験がありませんので、相当慎重にやはり取り組むべきものというふうには考えております。

○荒井委員 慎重に今後も対応する、審査するということですので、さらにそれを一層進めてもらいたいと思うんですけれども、もともとこのフルMOXというものが、エネルギー需給の関係から

生じたのではなくて、プルトニウムの処理、つまりエネルギーサイクルの必要性から出たものなわけですよね。

ところが、エネルギーサイクル全体の見直しが今緊急に行われざるを得ませんし、恐らく、エネルギーサイクル事業というのは早晩やめざるを得ないんじゃないかと思えますよね。一番進んでいると思われていたアメリカがスリーマイルの事故を契機としてやめたんですよね。同じように、日本も福島を契機としてこれの見直しが行われているわけですけれども、私は早くに結論を出すべきだというふうに思います。

そうしますと、フルMOX運転の中間の原発の意味というのは一体何なのかということに返ってくるんだと思うんですね。このエネルギーサイクルとの関係、フルMOXである大間原発の意味というものは私は大きく変わりつつあるんじゃないかと思うんですけれども、そのあたりを含めて、経産副大臣、御答弁いただけますか。

○赤羽副大臣 荒井委員御指摘の核燃料サイクルにつきましては、先般閣議決定されたエネルギー基本計画にも、高レベル放射性廃棄物の減容化また有害度の低減、また資源の有効利用等に資する核燃料のサイクルにつきましては、これまでの経緯等も十分に考慮し、関係自治体や国際社会の理解を得つつ推進していくという基本方針を提示させていただいております。

さらに、日本が核不拡散に貢献をしまして、国際的な理解を得ながらプルトニウムを適切に利用するためにも、利用目的のないプルトニウムを持

たないとの原則を堅持するとともに、プルトニウム利用の透明性の向上を図っていくというふうに考えておるところでございます。

プルトニウムの利用につきましては、当面、軽水炉で利用することとして、電気事業者がプルトニウム利用計画を公表して、その妥当性を原子力委員会が確認する仕組みとなっております。

こうした中で、フルMOXによる発電を目指す大間につきましては、一年間で、他の軽水炉が〇・三から〇・四トンでありますが、大間は年間一・一トンに上るプルトニウムを利用するものでございまして、プルサーマルに取り組む重要な原子炉の一つと認識をしているところでございます。

以上でございます。

○荒井委員 プルトニウム問題というのは、核爆弾の原料になるということから、いろいろな微妙なものをつくさん含んでいるんですね。これは議論を避けてきたところがたくさんあると思うんです。そういうものを大間で解決しようというのは私は無理があるというふうに思いますね。

そこところは、もう一度政府を挙げてこのプルトニウム問題についてちゃんと議論する。原子力委員会が、アメリカとの原子力協定が、三年後でしたか、始まるわけでありますから、その際に、このプルトニウム問題あるいは核燃料サイクルの話というのは大きな課題になると思いますので、しっかりとその間に詰めておく必要があるというふうに思います。

余り時間がなくなりましたので、この函館の訴訟というのは、基本的に、地方自治体あるいは地

域に住んでいる住民、もっと広く言えば原発に係る人たちとそれから原発を推進する人たちとの間の意思疎通がうまくいっていないということだと思っておりますね。

スリーマイル事故の後、アメリカのNRCは、もちろんNRCの組織の変更もしたんですけども、スリーマイル事故の調査書、非常に分厚い調査書ですが、これはロゴビン・レポートといいますが、避けられず、そのロゴビン・レポートの最終結論が、避難計画なくして稼働計画なしと。避難計画がちゃんとつくられていなければ動かしちゃだめだというのが結論なんです。

しかし、今回のこの大間の函館の心配もそうですけれども、全体の体系が、避難計画をちゃんとつくるようになっていないんじゃないか。

アメリカは、先ほどのNRCが大きな組織変革をして、避難計画を最終的に審査するようになったんです。それからさらに、それを契機としてでもあるんですけれども、FEMAという大きな消防庁のようなものですが、国家全体を挙げて非常事態に対処するような組織もつくり上げました。このFEMAの組織と一体になってNRCが避難計画を確定していく、認可していく、そういう姿勢をとったんです。

ところが、残念ながら、日本はこの部分だけ逃してしまいました。避難計画については従来どおり地方自治体がつくって、その指針は、今度の規制委員会が指針をつくることになりました。これだけでも進歩だと思えますけれども、しかし、どこもそれを認可していないんです。この避難計

画でよしという、国としての認可を与えていない、承認を与えていない、どこも与えていないんですよ。ですから、責任は全部地方自治体に委ねているというのが今の日本の避難計画の法体系なり制度体系なんです。これはちよつと違いませんか。

前回の原子力規制委員会法のとときに、このあたりももう少し詰めておくんだったなという反省をしているんですけども、このあたりはいかがでしょうか、井上副大臣。

○井上副大臣 荒井委員がおっしゃるとおり、アメリカでは、原発の最初の稼働を許可する際に、FEMAの評価に基づいて、NRCが事業者や自治体で作成する緊急時計画を審査する制度になっていると承知しています。

ただ、他方で、例えばイギリスやフランスなどでは、オフサイトにおける緊急時の計画については、各自自治体で作成することになっていて、特に原発の稼働要件とはなっておりません。

そういう中で、我が国では、イギリスやフランスなどと同じように、地域防災計画あるいは避難計画は原発の稼働と関係なく作成すべきものとされております。内容につきましては、地域のさまざまな事情を踏まえて作成されることが適当である、そういう考えから、県や市町村が作成や見直しをすることになっていて、各自自治体の防災会議において検討を行っております。

政府としては、地域ごとに国のワーキングチームを設け、そして関係省庁を挙げて自治体の取り組みへの支援を行っていて、原子力防災会議において各地域の進捗状況を確認していく。避難計画

ができていない地域に対しては、策定支援、またそのフォローアップをしっかり進めていくということです。

また、その実効性については、訓練の実施、それからその結果を踏まえた計画や体制の継続的な充実強化によって確保をしていく、自治体における訓練実施について、事前準備の段階から国がしっかりと支えていく、そういうことになっております。

○荒井委員 私は、井上副大臣、それは不十分だと思ふんですよ。不十分だから、いろいろなこういう行政訴訟も起きてくるんですよ。あるいは、交付金の渡っているところと、そこじゃない別なところとのいろいろな地域間のそごが生じてくるとか、そういうさまざまな問題が生じてきているんだと思ふんですよ。

私は、そろそろ日本は F E M A をつくる具体的な検討に入るべきだというふうに思いますね。F E M A がなければ、恐らく、静岡から東海沖地震のああいふ地震や、直下型地震が起きたときの対処というのは非常に難しくなるだろうというふうに思います。

そして、先ほどイギリスやフランスの話で、イギリスやフランスは日本の方式と同じだと言ったんですけども、アメリカもそうだったんですよ。なぜ変えたかといったら、スリーマイルの事故が起きて初めて、これではだめだといって変えたんです。イギリスやフランスは事故が起きていないからそこを変えていないんですよ。日本もアメリカ以上の事故が起きたんですよ。

そして、その事故の調査報告書、その調査報告書は政府の調査報告書に匹敵するものですけれども、その最終結論が、いろいろな安全対策を講ずるといふようなことよりも、再稼働するに当たっては避難計画がちゃんとしていることが必要だ、それが最終結論なんです。その結論を私たちは学んでいないということ指摘しておきます。

最後に、もう時間がなくなつたので申しわけないんですけども、原子力規制委員会の法律をつくるときに附帯決議をいたしました。その附帯決議は、

地方公共団体、住民等が編成する地域の組織と、国、原子力事業者及び関係行政機関等との緊密な連携協力体制を整備するため、フランスにおける原子力透明化法に規定される地域情報委員会制度等、諸外国の事例等を踏まえつつ、望ましい法体系の在り方について検討し、必要な措置を速やかに講ずること。

というのが附帯決議です。

これはフランスはなかなか進んでいます。私も、この原子力というのは今までタッチしたことがなかったんですけども、これにタッチしていけばしていくほど、原子力の推進派と原子力の慎重派というのが一つのテーブルに着いていないんですよ。一つのテーブルに着いていなくて議論もしていないということ、私は、政治が機能していないということと一緒だと思ふんですよ。それを避ける工夫が何かあったのかというのと、私は、これまでの日本の政府のやり方というのとはなかつたんじゃないかというふうに思います。

その意味では、今度のエネルギー基本計画の中に、ステークホルダー、関係者がある種の情報共有のための場をつくるということは必要だということを書いてあるというのは一歩進歩していると思ふんですけども、ならば、それを実現するための法体系の整備というのをぜひ進めるべきだということ指摘して、私の質問を終わります。ありがとうございました。